

ご注意

- この保険は、「公務員賠償責任保険普通保険約款」「公務員賠償責任保険追加特約」「職務関連行為に起因して提起される民事訴訟補償特約」「損害賠償請求期間延長特約」「職員間訴訟一部補償特約」「追加特約の免責事項一部適用除外特約」および各々の「特約」で構成されています。
- 公務員賠償責任保険普通保険約款・特約集、保険証券は、保険契約者（愛知県職員生活協同組合）に交付されます。
- このパンフレットは「公務員賠償責任保険」の概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、詳しくは「普通保険約款・特約集」をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。
- 特約のお申し込みの限り、翌年度以降も今年度ご加入プランと同一の補償内容にて継続されます。
- 期間の途中で退職等のため契約を解約した場合は、損害賠償請求期間延長特約は適用されません。

【保険会社破綻時の取扱い】

- 引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害賠償契約者保護機構」があり、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社が加入しています。
- この保険は、保険契約者が個人、小規模法人（経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下である法人をいいます）またはマニション管理組合（以下、「個人等」といいます）である場合に限り「損害賠償契約者保護機構」の補償対象であり、経営破綻した場合の保険金の保険金、解約返戻金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻後3か月以内に発生した保険事故による保険金は100%補償されます。また、保険契約者が個人等以外の保険契約者であった場合、被保険者が個人等であり、かつ保険料を負担している場合は、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

【被保険者のご契約があるお客さまへ（補償が重複する可能性のある特約のご注意）】

他の保険契約等（異なる保険種類の特約やこの契約の引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます）により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。

補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。

保険内容の差異や保険金額（支払限度額）等を確認し、特約の可否を判断のうえ、ご加入ください。

※被保険者がご契約のうち、これらの補償が1つの契約のみにセットされている場合、そのご契約を解約したとき等は、補償がなくなる場合がありますのでご注意ください。

【お客さまに関する情報の取扱い】

本保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

●個人情報の取扱いについて

本保険契約に関する個人情報情報は、引受保険会社が保険引受の審査、本保険契約の履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社に関するグループ会社や他の商品・サービスののご案内のために利用することがあります。

また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、一般社団法人 日本損害保険協会、他の損害保険会社、再保険会社等に提供することがあります。ただし、支払いに関する特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規則（第53条の10）により、利用目的が限定されています。

詳細については、あいおいニッセイ同和損害保険（株）のホームページをご覧ください。

<https://www.aioinissaydowa.co.jp/>

万一、事故が発生した場合の手続き

●万一事故が発生した場合は、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がないと、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

●公務員賠償責任保険には、被保険者に代わって事故の相手（被害者）と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。賠償事故に関する被害者との示談交渉・弁護士への法律相談・損害賠償請求権の委任等は必ず引受保険会社とご相談のうえ、おすすめてください。あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで、損害賠償責任の全部または一部を承認した場合、損害賠償責任がないと認められる場合があります。

お問合わせは

取扱代理店：有株式会社 梅商

TEL:0120-764-167

（平日9:00～17:00）担当：梅本

FAX:0120-764-168

〒500-8381 岐阜市 市橋3-11-2

E-mail: umeshou@hotmail.com

募集団体：愛知県職員生活協同組合

TEL:052-954-6851

お気軽にご連絡ください

引受保険会社

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

名古屋営業第二部 金融公務室 担当：根本

住所：〒453-6116

名古屋市中村区平田町4-60-12

グローバルゲート16階

TEL:050-3462-6504（平日9時～17時）

愛知県職員生活協同組合員の皆さまへ

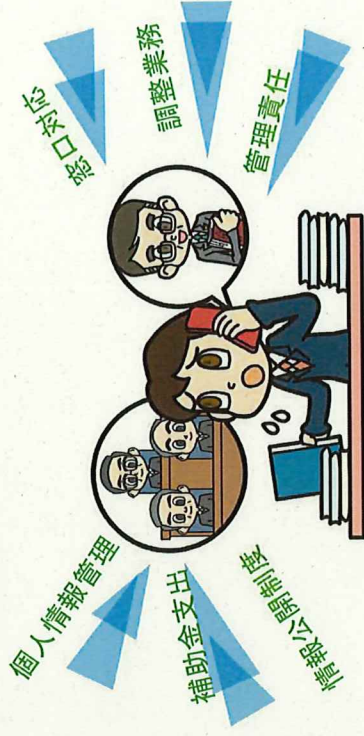
令和5年度版

5/31(水)

締切

公務員賠償責任保険のご案内

（「職務関連行為に起因して提起される民事訴訟補償特約」セット）



「職場で安心して働いていただくために」

この保険は愛知県職員生活協同組合を保険契約者とし、愛知県を記名法人、愛知県において採用された公務員を加入者（被保険者）とする公務員賠償責任保険の団体契約です。

ご加入要領

保険期間（ご契約期間） 令和5年7月1日午後4時～令和6年7月1日午後4時

被保険者（補償の対象となる方） 愛知県職員生活協同組合に所属する公務員※

※以下の方はこの保険に加入できません。

●特別職の方（ただし、副知事、教育長、再任用フルタイムの方は加入できます。）

申込締切日 令和5年5月31日（水）（必着）

手続き方法

■以下のいずれかにてお手続きをお願いいたします。

①加入案内（封筒）に同封の加入申込票に必要事項を記入し、所属の職場班長までご提出

②生協HPの加入申込票を印刷のうえ必要事項を記入し、所属の職場班長までご提出

保険料払込方法

保険料は令和5年9月の給与にて控除させていただきます。

愛知県職員生活協同組合

〔引受保険会社〕

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

（2023年3月承認） A22-104692

この保険の特長

ポイント 1 **民事調停・住民監査請求も補償！**

住民訴訟（第1段階訴訟、第2段階訴訟）だけでなく、業務に基づき行為に起因して提起された民事訴訟、民事調停、住民監査請求も補償の対象となります。

ポイント 2 **地方自治法第243条の2にも対応！**

行政処分として職員の賠償責任が認められる場合の賠償命令も補償の対象となります。

ポイント 3 **過去の公務に対する訴訟も対応！**

加入日より前に公務員の業務として行った行為に起因して、保険期間中に損害賠償請求された場合は補償対象となります。
ただし、加入日時点でご自身が認識していた事実を除きます（公務員賠償責任保険追加特約）

ポイント 4 **退職後も5年間は補償！**

退職等により継続契約（翌年度の契約）に加入されない場合であっても、解約・解除等が行われるこの保険契約が満了したときには、この保険期間の終了日から5年以内に提起された訴訟（この保険期間が終了する以前の行為に起因する訴訟に限りません。）も補償の対象となります。
【損害賠償請求期間延長特約】

ポイント 5 **派遣（出向）先の業務も補償！**

法令に基づき派遣（出向）された場合派遣先の業務も補償の対象となります。
ただし、公務員の身分を有さない退職派遣となる場合は加入対象外です。

ポイント 6 **職員間モラルハラスメントも補償！**

職員間のモラルハラスメント（セクハラ・パワハラなど）に起因する損害賠償請求も補償の対象となります。
【職員間訴訟一部補償特約】

ポイント 7 **国外一時業務（公務）も補償！**

国外での一時的な職務遂行に起因して、損害賠償請求された場合も補償の対象となります。
ただし、1請求・保険期間中1,000万円が限度です。
【公務員賠償責任保険追加特約（自動セット）】

ポイント 8 **民事訴訟提起前の事案も補償！**

内容証明郵便等にて明確な損害賠償請求の意思表明があった場合、保険会社が事前に認めた場合も、補償の対象となります。

ポイント 9 **初期対応費用・訴訟対応費用を補償！**

事故現場の保存費用や写真撮影費用などの初期対応費用や、意見書作成のために必要な費用などの訴訟対応費用も補償の対象となります。

ポイント 10 **訴訟になる前の
弁護士相談費用も補償！**

公務員としての職務につき行った行為に起因して、損害賠償請求等がなされるおそれがある場合に、弁護士相談に要した費用が補償の対象となります。
※保険会社が事前に認めた場合に限りません。
※1事故および保険期間中について10万円限度



弁護士相談費用も補償されるので安心です。

ご加入セットプラン（支払限度額と年間保険料）

下記のセットプランからご加入の内容をお選びください。

記載の保険料は、団体割引5%（被保険者（補償の対象となる方）数が25名以上500名未満の場合の割引率）が適用されています。このため、契約開始の際、被保険者数が25名未満または500名以上になった場合は、保険料が変更となります。

住民訴訟＋民事訴訟		セット 1	セット 2	セット 3	セット 4	セット 5
支払限度額 (1請求・保険期間中)	損害賠償金 (免責金額なし)	5億円	3億円	1億円	5,000万円	3,000万円
	訴訟費用 (免責金額なし)	5,000万円	3,000万円	1,000万円	500万円	100万円
保険料（1年間）		9,310円	8,080円	6,080円	4,570円	3,010円
主に民事訴訟を補償		セット 6	セット 7	セット 8	セット 9	セット 10
支払限度額 (1請求・保険期間中)	損害賠償金 (免責金額なし)	5億円	3億円	1億円	5,000万円	3,000万円
	訴訟費用 (免責金額なし)	5,000万円	3,000万円	1,000万円	500万円	100万円
保険料（1年間）		7,190円	6,300円	4,860円	3,770円	2,570円

※被保険者が償還として支払った見舞金（香典を含みます）または見舞品の購入費用については、被害者1名あたり3万円が限度です。

※セット⑥⑦⑧⑨⑩では住民訴訟の損害賠償金100万円、訴訟費用10万円が含まれます。

※損害賠償金および訴訟費用は、それぞれ1被保険者ごとの支払限度額です。

※これら5の支払限度額は、一連の損害賠償請求および保険期間中の限度額です。

※また、これら5の支払限度額は、民事訴訟および住民訴訟を各々合算した金額となります。

O&A

Q1 外郭団体等（他の地方公共団体や公益法人等）に派遣された職員は加入できますか？

A 被保険者が地方公務員の身分を有したまま派遣される場合は、加入できます。営利法人への退職派遣制度に基づいて派遣される場合は、加入できません。

Q2 民事訴訟にならないまでも、損害賠償請求を受け、示談金を支払うことで解決する事案において、示談金は保険金支払いの対象となりますか？

A 引受保険会社が事前に認めたものは、対象となります。

Q3 県立病院に勤務する医師がこの保険に加入した場合、医療事故は補償の対象となりますか？

A 対象となります。

Q4 国家賠償法に基づき、職員が地方公共団体等から求償された場合、補償の対象となりますか？

A 被保険者の犯罪行為等、この保険の「保険金を支払わない場合」に該当しないかぎり、対象となります。

＜新規加入＞

あいおいニッセイ同和損保

「新規加入」に〇をしてください。

下記の▼ずつれかに○をしてください。

申込人（加入者）の氏名を
(307)にカタカナでご記入いた
だき、その下(341)に申込人ご自身
が必ずフルネームで署名します。所
属名・本部の所属CD（数字5桁）も
ご記入ください。

組合番号 (アルファベットDまたはE+数字6桁) をご記入ください。

1

パンフレット記載のセット番号(1~10)
を必ずご記入ください。

実際に住民訴訟もしくは損害賠償が提起される
おそれ、または原因となる事由が発生している
ことをご存じの場合は、その内容についてご記
入ください。
漢字で記入します。（カナ記入不可）

ご記入された内容を訂正される場合は、二重線で抹消後、フルネーム（印鑑不可）で署名のうえ、正しい内容をご記入ください。

